海外安全対策情報（香港・マカオ）

１　2024 年 1 月から 3 月までの間に日本人が巻き込まれた犯罪（当館把握分）

（１）香港

日本人の犯罪被害件数は 1 件で、被害内容は詐欺事件による被害でした。香港では、詐欺事件が犯罪全体の約 4 割を占めており、様々な種類の詐欺が発生している状況からも注意が必要です。

また、日系企業を狙った詐欺未遂事件が 2021 年 4 月から複数件発生しているとして当館から累次にわたり注意喚起を行っておりましたが、その後も同様の手口による詐欺事件が続いており、被害が生じたとの事例もあることから、2023 年 7 月、当館から改めて注意喚起を行っています。今後も同様の事案が発生するおそれがありますので十分にご注意ください。

（参考 URL：香港警察 HP）

https://www.adcc.gov.hk/en-hk/statistic.html

（参考 URL：当館 HP）その電話、詐欺かも！？（電話詐欺に関する注意喚起）

https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/scam_call.html

（２）マカオ

日本人の犯罪被害は報告されていません。

２　殺人・強盗等凶悪犯罪の事例

香港・マカオともに、2024 年 1 月から 3 月までの間、日本人の被害は報告されていません。

３　テロ・爆弾事件発生状況

香港・マカオともに、2024 年 1 月から 3 月までの間、テロ・爆弾事件の発生は報告されていません。

４　対日感情

（１）香港

一般的には極めて良好です。ただし、先の大戦等に関連して我が国に対する要求を行う団体、尖閣諸島に関して中国の領有権を主張する団体等による抗議活動が依然として行われることがあります。一例として、2023 年 12 月 13 日には、南京事件に関連して、複数の団体が横断幕を掲げてマイクパフォーマンスを行うなどの抗議活動を行っています。

加えて、2023 年 8 月及び 10 月には、ALPS 処理水の海洋放出に関連し

て、複数の団体が横断幕を掲げてマイクパフォーマンスを行うなどの抗議活動を行っています。

2023年11月の第三回目放出以降、ALPS処理水の海洋放出に関連した抗議活動は行われておりませんが、今後、突発的に抗議活動が行われる可能性はあります。

（２）マカオ

一般的には極めて良好です。ただし、過去には、先の大戦等に関連して我が国に対する要求を行う団体、尖閣諸島に関して中国の領有権を主張する団体等による抗議活動が行われました。

５　日本企業の安全に関する諸問題

（１）香港

上記１の日系企業を狙った詐欺事件を除いては、日本企業の安全に関する問題は報告されていません。2020年6月末に制定・施行された香港国家安全維持法を巡って、2024年1月に在香港日本国総領事館、ジェトロ香港、香港日本人商工会議所の3者で実施した当地日系企業に対する第13回香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケートでは、同法について懸念するとの回答が53.7%（2023年7月の前回調査では45.2%）となりました。法施行から3年が経過し、日々のビジネスを行う中で同法によるビジネスへの影響は限定的だという企業の実感は継続しているものと考えられ、国安法への懸念は、施行当初時の81.4%と比較すると縮小していますが、直近では同法への懸念ポイントは上昇傾向にあります。

なお、2024年３月には、国家安全維持条例が制定・施行されました。当該条例による日本企業の安全に関する問題は報告されていません。

（２）マカオ

治安等を巡って特段の問題は報告されていません。

６　治安情勢

（１）香港における抗議活動

2019年に多数発生した大規模な集会やデモ等は認められず、また、破壊活動を伴うような違法な抗議活動も見られず、当地の情勢は基本的に落ち着きを取り戻した状況が続いています。

他方、今後も激しい抗議活動が突発的に発生する可能性はあります。こうした活動に巻き込まれると、身に危険が及ぶおそれがあるほか、抗議者と間違われて逮捕される可能性もありますので、抗議活動には不用意に近づかないようにするとともに、その様子をスマートフォン等で撮影した

り、個人のSNSで発信する等の行為を不用意に行わないように注意してください。

（２）香港警察発表による2024年1月～3月の犯罪発生件数

2024年1月～3月の犯罪発生件数は21,395件で、前年同期より811件（3.9％）増加しています。

詐欺事件は8,966件発生しており、前年同期と比較して80件（0.9％）の微増となりましたが、犯罪全体に占める割合は依然として高い状況です。その他の犯罪では、侵入窃盗は前年同期122件（56.0％）増の340件、スリは前年同期68件（72.3％）増の162件となっています。

また、香港政府は、インターネットを利用した高速決済システム（FPS）を利用する際、不審な口座への振り込み時に警報を発するシステムを導入するとともに、引き続き注意を呼びかけています。

（３）マカオ保安局発表による2024年1月～3月の犯罪発生件数

2024年1月～3月の犯罪発生件数は3,548件で、前年同期より542件（18.0%）増加しました。2023年及び2019年の同時期と比較して増加していますが、これは主に詐欺犯罪が引き続き増加しているためであり、一方、重大な暴力犯罪等その他の犯罪のほとんどは大幅に減少しています。詐欺の手口の中では「政府関係者になりすます」手口が最も多く、詐欺犯罪の約90％を占めています。その他にはチケット詐欺、オンラインショッピング詐欺等があり、引き続き注意を呼びかけています。

また、2024年、マカオでは第6代行政長官選挙が行われるとともに、マカオ特別行政区成立25周年記念式典など、重要なイベントが多数あることから、治安当局は引き続き観光スポットや娯楽施設等での警察の配置やパトロールを強化し、一般市民や観光客の安全を確保するとしています。

７　その他の注意喚起

（１）クレジットカード情報の盗難について

報道によると、ダーク・ウェブ上で不正に売買されているクレジットカード情報のうち、香港で発行されたものは約40万件に上るとされています。これは、被害件数としては米国及び豪州に次ぎ世界で三番目に多いとされるほか、人口との比率で見ると最も高いこととなるため、特に注意が必要です。

このような状況を踏まえ、当館では、香港警察から、クレジットカード情報の盗難の手口及び予防方法について、以下のとおりアドバイスをいただいています。

ア　手口

● フィッシング詐欺

虚偽のインターネットサイトを設けた上、email やＳＭＳを送信し、様々な口実（例：アカウント情報の更新や未払いの支払いがあるなど）を用いてクレジットカード情報を入力させるようとする。

● 店頭端末（ＰＯＳ端末）システムへのハッキング

店頭端末システムへハッキングをし、顧客のクレジットカード情報を窃取する。

イ 予防方法

● 信頼性の高いオンラインショップを利用する。

● “https”により暗号化されたウェブサイトにおいてのみオンライン決済をする。

● 共用パソコンから、オンラインバンキングにログインしたり、クレジットカード情報を入力したりしない。

● ＰＯＳ端末にウイルス対策ソフトを導入し、内部ネットワークにのみ接続する。

● フィッシング詐欺サイトや email に注意し、怪しい email の添付ファイルやリンクをクリックしない。

● クレジットカードの請求書を適時に確認するとともに、怪しい請求については報告する。

● クレジットカード情報を含む個人情報を保護する。

● クレジットカード情報を含む個人情報の開示を求められた際は、注意し、慎重に対応する。

● オンライン決済をする際に必要となるワン・タイム・パスワードを第三者に教えない。

● 見たことのないアプリやウェブサイトにおいて、クレジットカード情報やセキュリティ・コードを入力しない。

（２）短期商用活動を行う際の就労査証（ビザ）取得について

香港では、観光等の目的で 90 日以内の滞在を予定している日本旅券所持者に対し、査証免除措置が適用されていますが、その範囲で可能な商用活動の範囲は極めて限定されており、その範囲を超えて何らかの商用活動を行う場合には「就労査証（ビザ）」の取得が必要です。仮に「就労査証（ビザ）」を取得することなく商用活動と見なされる活動を行っていると疑われる場合には「入境条例」違反により逮捕・拘留され、本人の雇用主も同様に「入境条例」違反となる可能性があります。香港において「就労」と見なされる可能性のある活動を行う場合や、そのような活動を行う者を雇用する場合は「入境条例」違反とならないよう事前に関係情報を確

認するなど、十分注意してください。

（参考 URL：香港入境事務處 HP）

http://www.immd.gov.hk/eng/faq/visit-transit.html

（参考 URL：当館 HP）

https://www.hk.emb-japan.go.jp/files/000380758.pdf

（３）持込み・持出し禁止物品について

ア　違法薬物

ヘロイン、覚せい剤および大麻等の密輸、販売、所持及び運搬は禁止されています。違法薬物の密輸は、それが意図的であるか否かにかかわらず、その行為のみで重い刑罰が科される可能性がありますので、薬物犯罪に巻き込まれないようご注意ください。

また、2023 年 2 月 1 日から、香港では、大麻由来成分「カンナビジオール」（ＣＢＤ）及びカンナビジオールを含む製品の輸出入、製造、所持、使用は禁止となりました。最大で 500 万香港ドルの罰金と終身刑に処せられる可能性がありますのでご注意ください。

（参考 URL:香港保安局禁毒處 HP）

https://www.nd.gov.hk/en/CBD.html

イ　スタンガン、催涙スプレー等の武器

スタンガン、催涙スプレー、ナックル、警棒、ナイフ等は「武器」として取り扱われ、その所持は法律で禁止されています。これに違反すると、最大で 10 万香港ドルの罰金と禁錮 14 年の刑に処せられる可能性があります。また、香港への旅行者や香港でトランジットする旅行者が「武器」を所持していたとして、香港国際空港で逮捕されるケースがあることから、十分注意してください。

（参考 URL：香港警察 HP）

https://www.police.gov.hk/ppp_en/04_crime_matters/cpa/cpa_at_01.html

ウ　代替喫煙製品（加熱式タバコ、電子タバコ、ハーブタバコ等）

香港では 2022 年４月 30 日から、マカオでは 2022 年 12 月５日から、代替喫煙製品（加熱式タバコ、電子タバコ、ハーブタバコ等）の輸入や所持等が禁止となりましたので、十分注意してください。

また、タバコの持込みにおける免税範囲は、タバコ 19 本、葉巻１本、刻みタバコ 25 グラムのいずれかまでとされています。その範囲を超えて持ち込む場合や商業目的で持ち込む場合は、申告及び関税の支払いが必要となりますので、十分注意してください。

（参考 URL：香港海関 HP）

https://www.customs.gov.hk/en/passenger_clearance/duty_free/index.html

（参考 URL：香港衛生署 HP）

https://www.taco.gov.hk/t/english/legislation/legislation_asp.html

（参考 URL：マカオ海関 HP）

https://www.customs.gov.mo/cn/customs2.html

（参考 URL：当館 HP）

https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20190830_taxfree.html

エ　金地金の密輸

金地金（金塊に加えて一部加工された金製品を含む）の香港から日本への密輸入事件が発生しています。金の密輸入の多くは、旅行者等に日本までの運搬を依頼する手口によるもので、金の密輸入を依頼する者は、暴力団等の犯罪組織です。

また、2024 年には、日本行きの航空貨物便を利用した事案も発生しています。金の密輸入は脱税を伴う重大犯罪であり、犯則者には厳格な処分が行われるので、こういった犯罪に巻き込まれないよう、十分注意してください。

オ　日本への肉製品の持込み

海外から日本に携帯品（お土産を含む）として違法に持ち込まれる畜産物からアフリカ豚コレラの感染症のウイルスが分離されるなど、日本の家畜へのリスクが高まっていることを受け、2019 年４月 22 日から、日本への肉製品の持ち込みに対する対応が厳格化されました。対象品は、偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、羊、鹿など）、馬、家きん、犬、兎、みつばち由来のもので、香港からの持ち込みが特に多いものは、牛豚干肉、ソーセージパン、豚肉ソーセージ、肉製品を含む弁当（機内食の持ち帰りを含む）、鶏爪、肉まんが挙げられます。動物検疫所による輸入検査を受けずに対象品を持ち込んだ場合は、家畜伝染病予防法により、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科せられるので、日本に帰国される際は、十分注意してください。

（参考 URL：農林水産省動物検疫所 HP）

http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html

https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html

※　*海外安全対策情報について、香港政府及びマカオ政府の報道発表資料等を反映させる必要があるため、掲載まで時間を要することをご了承ください。*